別表第五（第二百二十八条の十関係）

一～五	（略）
六	六―アセチル―八―シクロペンチル―五―メチル―二―（二―五―（ピペラジン―一―イル）ピリジン―二―イル）アミノ）ピリド［二・三―d］ピリミジン―七（八H）―オン（別名パルボシクリブ）及びその製剤
七	（略）
八	アベルマブ及びその製剤
九～九十七	（略）
九十八	ダラツムマブ及びその製剤
九十九～百六十四	（略）
百六十五	リツキシマブ（遺伝子組換え）［リツキシマブ後続一］及びその製剤

別表第五（第二百二十八条の十関係）

一～五	（略） （新設）
六	（略）
（新設） 七～九十五	（略）
（新設） 九十六～百六十一	（略） （新設）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第百号

医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）第四条の八第一項及び第二項の規定に基づき、医療法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年九月二十七日　　厚生労働大臣　加藤　勝信

医療法施行規則の一部を改正する省令

医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
第一条の三　（略）	**第一条の三**　（略）
2　（略）	2　（略）
一　（略）	一　（略）
イ　電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）に記録された情報の内容を出力装置の映像面に表示する方法	イ　電磁的記録に記録された情報の内容を出力装置の映像面に表示する方法
ロ・ハ　（略）	ロ・ハ　（略）
二　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記憶しておくことができるもの（以下「磁気ディスク等」という。）をもつて調製するファイルに別表第一に掲げる事項を記録したものを交付する方法	二　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記憶しておくことができるものをもつて調製するファイルに別表第一に掲げる事項を記録したものを交付する方法
第一条の八　（略）	**第一条の八**　（略）
2　（略）	2　（略）
3　（略）	3　（略）
一　（略）	一　（略）
イ～ハ　（略）	イ～ハ　（略）
二　磁気ディスク等をもつて調製するファイルに入院診療計画書に記載すべき事項を記録したものを交付する方法	二　磁気ディスク等をもつて調製するファイルに入院診療計画書に記載すべき事項を記録したものを交付する方法
4　（略）	4　（略）
第十二条の十　登録分析機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（その作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならない。	**第十二条の十**　登録分析機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならない。
2　（略）	2　（略）
一～三　（略）	一～三　（略）
四　（略）	四　（略）
イ　（略）	イ　（略）
ロ　磁気ディスク等をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法	ロ　磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法